

2-10 介護事業者への支援

県内で最も高い老人医療費とは対照的に、介護保険料は県内で2番目に安いとなっています。介護保険法の改正により基準が厳しくなったことや、介護単価の値下げにより、採算が合わなくなつた介護事業者が様々な事業から撤退を始めており、特に、本市のように人口の密集度が低い地域では訪問や送迎に時間が掛かり厳しい事業運営が続いている。したがつて、介護事業者が少なく、逆に、医療機関には恵まれているため、虚弱者が介護ではなく医療に流れる傾向があるようにも思われます。平成20年度は介護事業者の誘致と支援を行い、社会福祉協議会に偏重する高齢者福祉を見直すとともに、阿下喜温泉、熟人荘などの公共施設を介護施設としても開放し、介護難民を出さないまちづくりを進めます。

2-11 赤字収支の国保財政

本市の国民健康保険の一人当たりの

医療費は、平成18年度で、約43万円と県内5位、北勢地区では最も高く、その一方で、一人当たりの保険料は約7.6万円と、近隣市町が9万円前後であることと比較して低い水準です。平成19年度は保険料の算定基準から資産割を除き、所得や家族構成による算出方式に改めましたが、一人当たりの保険料は変えず、前年度と同様に税金での補てんを続けました。平成20年度も2.5億円を一般会計から補てんするなど赤字予算が続いており、累積する赤字は将来にわたり財政を悪化させる原因となります。国民健康保険加入者とそれ以外の健康保険加入者との均衡を欠くことでもあり、早急な是正が必要となっています。

2-12 後期高齢者医療制度

平成20年4月から、県下全市町が加入する広域連合を運営主体とし、後期高齢者医療制度が実施されます。この制度は、原則75歳以上の高齢者を対

象とした独立した医療保険制度で、高齢者世代と現役世代の負担の明確化と公平化が図られます。具体的には、公費から5割、現役世代の保険料から4割の負担を受けた残り1割を後期高齢者自らが保険料として負担する制度です。

この制度の創設により、家族の健康保険組合の扶養家族となっていた後期高齢者のみなさんにも保険料負担が必要となることから、2年間の経過措置が講じられ、段階的に負担率を調整することとなりました。高齢者の負担が過度なものとならないよう注視しながら、安定して、安心して受けられる医療保険の運用に努めます。



3. 学び合う心と心をつなぐ



3-1 教育の質的向上

昨年、小学校6年生と中学校3年生を対象に実施された全国学力調査では、本市の子どもたちは「知識」についてはおおむね理解しているが「活用する力」に課題があることが明らかになりました。平成20年度は学力調査（CRT）を全学年で実施し児童生徒の学

力・学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、授業内容の成果と課題を検証し、改善を図るとともに、学力向上特別指導員による学校巡回指導を行い、臨時講師の指導力向上を図ります。また、学級満足度を調査分析し、子どもたちの満足度を高め、安心して学べる学習環境づくりを進めます。さ

らに、市内の豊かな自然や歴史などから学びとる総合学習を実践し、特色ある学校づくりを進めます。

3-2 学び舎の整備

子どもたちの学力向上と情緒豊かな人間形成を図るために、教育環境の整備は不可欠です。本市には小学校15校、中学校4校がありますが、そのうち、小学校2校と中学校1校の校舎は老朽化のため建て替えが必要です。平成20年度は員弁西小学校の校舎部分の建設、中里小学校の特別支援教室の増築を予定しています。また、AED（自動体外式除細動器）を全小学校



パソコン教室